



家庭用テレビスタンドSG基準
(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

家庭用テレビスタンド専門部会委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

	氏 名	所 属
(部会長)	米山 聡	青山学院大学
(委 員)	有末航太郎	株式会社ビックカメラ
	岡嶋 正幸	一般社団法人大手家電流通協会
	奥野 祐一	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	小田 真裕	株式会社ケースホールディングス
	重松健一郎	ハヤミ工産株式会社
	島沢二三子	主婦連合会
	大連 健嗣	株式会社ナカムラ
	田近 秀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会
	中尾 謙介	株式会社ジャパネットホールディングス
	中川 保則	ジョーシンサービス株式会社
	能美 健一	朝日木材加工株式会社
	三上 貴正	元東京工業大学
	水谷 藤雄	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	三好 秀樹	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(オブザーバー)	経済産業省産大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課	
	経済産業省製造産業局生活製品課	
	東京都生活文化局消費生活部 生活安全課	
(事務局)	一般財団法人製品安全協会	

家庭用テレビスタンドのSG基準
SG Standard for Television Stands for Residential Use

1 基準の目的

この基準は、家庭用テレビスタンドの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止することを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、家庭等で使用する屋内用のテレビスタンド（以下「テレビスタンド」という。）について適用する。

3 種類

テレビスタンドの種類は、次のとおりとする。

- ・壁寄式：背面を壁に寄せて使用するものであって、基本的にはテレビを装着してからは移動しないもの。
- ・自立式：部屋の中央に設置したり、キャスターなどを有して容易に移動させることができるもの。

4 安全性品質

テレビスタンドの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	1. テレビスタンドの構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 各部の組み付けは確実に、緩み、がたつき等がなく、安定性がよいこと。 (2) 仕上げは良好で身体に触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。 (3) ボルト・ナット等による結合を行っている場合には、緩み止めの処置が施されていること。 (4) 可動部があるものにあ	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	っては作動は円滑、かつ堅牢であること。 (5) 乳幼児の手足が届く範囲には、乳幼児の手足に傷害を与えるような危険な穴や開口部がないこと。 (6) 可動部があるものにあっては、指を粉砕・切断するような危険なすき間が生じないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 安定性	2. テレビスタンドは、傾斜安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 強度	3. テレビスタンドの各部の強度は、次のとおりであること。 (1) 支柱の強度試験を行ったとき、各部に外れ、破損及び使用上支障のある変形等を生じないこと。 (2) 棚板があるものにあつては、棚板の強度試験を行ったとき、各部に外れ、破損及び使用上支障のあ	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	る変形等を生じないこと。	
4. 走行性能	4. キャスターがあるものにあつては、走行性能試験を行ったとき、各部に外れ、破損及び使用上支障のある変形等を生じないこと。	
5. 付属品	5. 付属品があるものにあつては、付属品は使用上の安全性を損なわないこと。 乳幼児の手の届く範囲に装着される付属小部品等は、外れた場合に誤飲する	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
6. 材質	大きさをでないこと。 6. 金属製のフレーム及び金具にあっては、耐食性材料が用いられているか、防錆処理が施されていること。	

5. 表示及び取扱説明書

テレビスタンドの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業等）の名称又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項や製品に容易に消えない方法で表示してある場合は(1)以外の項目は省略してもよい。 なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。 また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)については安全警告認識(△)等を併記するなどしてより認識しやすいものであること。 (1)取扱説明書を必ず読み、読んだ後必ず保管すること (2)種類で定めた区分又はその略 (3)テレビスタンドの対応可能最大質量。 ただし単位はkgを用いること (4)装着できるテレビを確認する旨 (5)壁寄式のものにあっては、テレビスタンドを移動させるときには、テレビ等をテレビスタンドから外して、注意して移動させる旨 (6)組立式のものにあっては、その組立方法及び調節方法手入れ (7)掃除方法 (8)使用方法 (9)壁寄式にあっては、テレビスタンドを設置できる場所 (10)使用上の注意事項 (a)地震時の転倒を防止するためには、別途措置を講ずること (b)テレビの設置にあたって、コードの配線には足等が引っ掛からないように注意すること (c)付近に火気を置いたり、火気付近に設置しないこと (d)子供がぶら下がったり、付近で遊ばせないこと	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(11) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の 名称及び電話番号	